

四條畷市地域福祉活動計画策定委員会傍聴要綱

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開始30分前から開催予定時刻までに、会場受付で四條畷市地域福祉活動計画策定委員会傍聴申出書に、氏名及び住所を記入し係員に渡すこと。
- (2) 傍聴の受付は、5人を限度とし、5人を超過した場合は抽選により決定する。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入場できない。

2 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 会議を傍聴する場合は、次項の規定に違反したとき又は係員の指示に従わないときは、退場処分とする場合がある。

3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議場における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 傍聴席に入ることができない者

- (1) 銃器その他危険なものを持っている場合
- (2) 酒気を帯びていると認められる場合
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている場合
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている場合
- (5) その他会議を妨害し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる場合

5 会議の途中で退場する場合は、その旨を係員に伝え退場すること。